特別養護老人ホーム 飛鳥の里三清荘 「短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています (岡山県指定 第3370500880号)

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

- 1. 事業者
- 2. 事業所の概要
- 3. 職員の配置状況
- 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
- 5. 苦情の受付について
- 6. 事故発生時の対応について

1. 事業者

(1) 法 人 名 社会福祉法人 経山会

(2) 法人所在地 岡山県総社市久米48-1

(3) 電話番号 0866-92-6989

(4) 代表者氏名 理事長 長野 直樹

(5) 設立年月日 平成5年8月

2. 事業所の概要

(7) 当事業所の運営方針

(1) 事業所の種類 短期入所生活介護

(2) 事業所の目的 老人福祉事業

(3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム飛鳥の里三清荘

短期入所生活介護事業所

(4) 事業所の所在地 岡山県笠岡市関戸 837-1

(5) 電 話 番 号 0865-65-0500

(6)事業所長施設長服部巳貴

0/事 未 // 及 施放及 // 加即 口身

利用者が要介護又は要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(8) 開 設 年 月 日 平成26年5月1日

(9) 営業日及び営業時間

営 業 日	年中無休
受付時間	$8:45{\sim}17:45$

(10) 利用定員 20人

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室設備の種類	室数	備考
		2 ユニット(10 名/1 ユニット)
個室	20室	カーテン・ナースコール・電動ベッド(寝具付)
		洗面台・床頭台・タンスを標準設備しています。
共同生活室	4 室	食堂、談話室
浴室	4 室	家庭浴室・チェアーインバス・特殊浴槽
医務室	1室	
地域交流スペース	1室	
		「主な設備機器」
ホール		昇降式平行棒・マッサージチェアー・
		レジスタンスチェアー・ショルダーストレチャー

※上記は、厚生省が定める基準により、短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設、 設備です。この施設、設備の利用にあたって、ご契約者特別にご負担いただく費用はありません。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して介護予防サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数
1.施設長 常勤(兼務)	1名
2.医師 嘱託医	1名
3.生活相談員 常勤(兼務)	2 名以上
4.介護職員 常勤換算	7名以上
5.看護職員 常勤	1名以上
6.管理栄養士 常勤(兼務)	1名
7.機能訓練指導員常勤(兼務)	1名以上

主な職員の勤務体制

施設長・事務職員	8:45~17:45		
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員		
	日中	$9:00{\sim}17:00$	2 名以上
	夜間	$17:00\sim 9:00$	1 名以上
生活相談員			
介護支援専門員	$8:45{\sim}17:45$		
管理栄養士			
看護職員		7:30~18:3	30
医師 (嘱託医)		水曜	

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所において、ご契約者に対して提供するサービスには次のものがあります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付されるサービス
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただくサービス

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常り割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および 嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の意思を尊重しつつ、出来るだけ離床して、食堂にて食事をとっていただくことを 原則としています。
- ・食事時間もご契約者の希望の時間に合わせて提供するよう努めます。

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりであっても機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

・機能訓練指導員の指示により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活動を送るうえで 必要な機能の回復またはその減退を防止する為の訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金(1日当たり)>(契約書第7条参照)

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額(自己負担額)、食事に係る自己負担額、居室に係る自己負担額をお支払いください。

ア サービス利用に係る自己負担1割

単位(円)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1.サービス利用料金	7,040	7,720	8,470	9,180	9,870
2.うち、介護保険から	c 00c	C 0.49	7 600	0.000	0 000
給付される金額	6,336	6,948	7,623	8,262	8,883
3.サービス利用に係る自己	704	770	0.47	010	0.07
負担額 (1-2)	704	772	847	918	987

イ サービス利用に係る自己負担2割

単位(円)

	要介護1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1.サービス利用料金	7,040	7,720	8,470	9,180	9,870
2.うち、介護保険から 給付される金額	5,632	6,176	6,776	7,344	7,896
3.サービス利用に係る自己 負担額 (1-2)	1,408	1,544	1,694	1,836	1,974

ウ サービス利用に係る自己負担3割

単位(円)

	要介護1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1.サービス利用料金	7,040	7,720	8,470	9,080	9,870
2.うち、介護保険から 給付される金額	4,928	5,404	5,866	6,356	6,909
3.サービス利用に係る自己 負担額 (1-2)	2,112	2,316	2,541	2,724	2,961

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

この他に、必要に応じて下記の自己負担が生じる場合があります。

		3. / 0	
1.	機能訓練体制加算	1日につき	12 円
2.	個別機能訓練加算	1日につき	56 円
3.	生活機能向上連携加算 (I)	1月につき	100 円
3.	生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	1月につき	200 円
4.	看護体制加算(I)	1日につき	4 円
5.	看護体制加算(Ⅱ)	1日につき	8円
6.	医療連携強化加算	1日につき	58 円
7.	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	1日につき	18 円
8.	認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき	200 円
		7 日 3	を限度として
9.	若年性認知症利用者受入加算	1日につき	120 円
		7 日	を限度として
10.	緊急短期入所受入加算	1日につき	90 円
	7日(やむを得ない事情あ	る場合は 14 日)	を限度として
11.	送迎加算	片道につき	184 円
12.	療養食加算	1回につき	8円
13.	サービス提供体制強化加算(I)	1日につき	22 円
15.	サービス提供体制強化加算 (II)	1日につき	18 円
16.	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	1日につき	6 円
17.	看取り連携体制加算	1日につき	64 円
18.	口腔連携強化加算	1回につき	50 円
17.	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		
	所定単位数にサービス別加算率(13.6%)を乗じた単位	立数で算定。所定	単位数は基本
	サービス費に各種加算減算を加えた総単位。		

※連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を利用している場合、31日目は実費となります。 ※長期利用者に対しては短期入所生活介護を提供する場合、31日目から60日目は1日につき 30円、61日目以降は1日につき32円を所定金額から減算します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条, 第7条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

居室と食事にかかる費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定に記載してい る負担限度額とします。

1) 食費に係る自己負担額

ご契約者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。 料金 1日あたり1,445円(朝食:405円 昼食・夕食:520円)

2) 滞在に係る自己負担額

1日あたり 2,066円

※居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、 認定証に記載している負担限度額とします。所得等による限度額は下記の 通りです。

	ı	1
	住居費の	食費の負
利用者負担限度額	負担限度	担限度額
	額 (日額)	(日額)
第1段階		
本人および世帯全員が住民税非課税であって老齢福祉	880 円	300 円
年金受給者、生活保護の受給者		
第2段階		
本人および世帯全員が住民税非課税であって合計所得	880 円	600 円
金額と課税年金収入額が80万円以下の方		
第3段階①		
本人および世帯全員が住民税非課税であって合計所得	1,370 円	1,000 円
金額と課税年金収入額が80万円超120万円以下の方		
第3段階②		
本人および世帯全員が住民税非課税であって合計所得	1,370 円	1,300 円
金額と課税年金収入額が 120 万円超の方		
第 4 段階	9.000 ⊞	1 445 🖽
課税世帯	2,066 円	1,445 円

3) 特別な食事の提供に要する費用

4) 送迎に関する費用

送迎を希望される方には片道 184 円を別途加算します。

5) 理美容代

ご契約者の希望に基づいて、理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。 原則として料金を前払いして、ご予約していただきます。

利用料金:1,650円

6) レクリエーション・クラブ活動

ご利用の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 利用料金:特別なものに対しては実費

7) 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき10円

8) 喫茶での飲食料金

飲食料金:100円 売店販売料金:130円

9) 口座振替手数料

月々の利用料金を口座振替でお支払いいただく場合、振替手数料をご負担いただきます。 また、口座の残高不足で引き落としができなかった場合も手数料はいただくようになります。

1件につき 10円

10) 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

- ・おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。
- ・サービス提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及 び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第7条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は $1 ext{ } ext{$

【お振込先】

ゆうちょ銀行 一三九(イチサンキュウ)店

普通預金 01310-2-112787

飛鳥の里 三清荘

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第8条参照)

- ・利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は 変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
 - この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に申し出てください。
- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ・ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、 既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について(契約書第21条参照)

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 責任者 服部 巳貴 「職名」 施設長

担当者 渡邉 めぐみ [職名] 生活相談員

中西 由香 「職名」 生活相談員

受 付 時 間 毎週月曜日~日曜日 8:45~17:45

苦情処理を行うための体制・手順

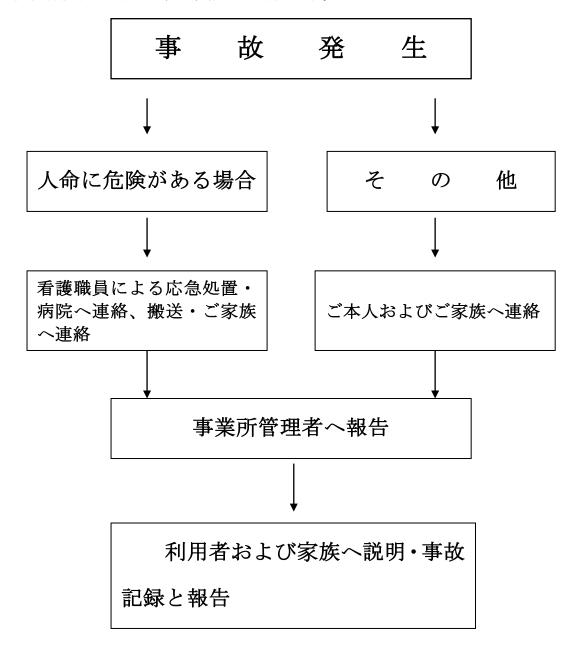
- ①相談・苦情の申し出があった場合、サービス向上委員会(苦情処理)を開催します。
- ②問題の詳細を確認するために関係職員、利用者などから必要に応じて状況の徴収を実施し 事実関係を確認します。
- ③把握した状況に基づき、関係者への連絡調整、注意指導を行うとともに、苦情申出人には 必ず対処法を含めた結果報告を行います。

・行政機関その他苦情受付機関

特別養護老人ホーム	所 在 地	笠岡市関戸 837-1		
税 飛鳥の里三清荘	電話番号	0865-65-0500 FAX 0865-65-0505		
パ局の主二相社	受付時間	9:00~17:45		
.	所 在 地	笠岡市中央町1番地の1		
長寿支援課	電話番号	0865-69-2139 FAX 0865-69-2180		
区分又16味	受付時間	8:30~17:15		
井原市役所	所 在 地	井原市井原町 311-1		
	電話番号	0866-62-9519 FAX 0866-65-0268		
医尿性性的 月暖休晚味	受付時間	8:30~17:30		
矢掛町役場	所 在 地	小田郡矢掛町矢掛 3018		
福祉介護課	電話番号	0866-82-1013 FAX 0866-82-1454		
油油/1 皮味	受付時間	8:30~17:15		
浅口市役所	所 在 地	浅口市鴨方町鴨方 2244-26		
高齢者支援課	電話番号	0865-44-7113		
同图召义汲味	受付時間	8:30~17:15		
里庄町役場	所 在 地	浅口郡里庄町里見 1107-2		
健康福祉課	電話番号	0865-64-7211 FAX 0865-64-3618		
使冰油地味	受付時間	8:30~17:15		
国民健康保険団体連合会	所 在 地	岡山市北区桑田町 17-5		
(介護110)	電話番号	086-223-8811 FAX 086 - 223 - 9109		
(月 竣 1 1 0)	受付時間	9:00~17:00		

6. 事故発生時の対応について

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合、職員は速やかに対処します。 職員は、施設長(上長)に報告をし、指示をうけて対処します。
- (2) ご利用者のご家族に連絡をし、事故状況を報告します。
- (3) 保険者に連絡をし、事故報告を提出します。



指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護

施設長 服部 巳貴 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に 同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所

利用者氏名 印

家族住所

家族氏名 印